

高等女学校の研究

——植民地時代の台湾の教育——

山本 禮子
呉 知紋

一、制度的沿革

台湾は、日清戦役の結果一八九五（明治二十八）年の日清講和条約により日本に帰属することとなる。この時期から、第二次世界大戦終結の一九四五（昭和二十）年までの五十年間、日本は台湾を植民地として支配したのであった。教育実態を行政面からみてつぎの四期に分けて捉えることができる。

第一期 台湾総督府国語学校時代（一八九五—一九〇九年）

第二期 台湾総督府高等女学校官制期（一九〇九—一九二二年）

第三期 改正台湾教育令期（一九二二—一九四三年）

第四期 中等学校令期（一九四三—一九四五年）

第一期は、日本が統治するようになる一八九五年から、一九

〇九（明治四十二）年台湾総督府官制が発表されるまでである。

日本に帰属した当初、軍政が布かれたが、翌年台湾総督府条例が定められ、軍政は廃止される。教育に関しては民政局の学務部が担当し、当時の学務部長心得伊澤修二は総督府講習員の養成と国語伝習所の設立の二点を緊急の課題とした。⁽¹⁾つまり、日本人に同化するための日本語教育に重点がおかれたとみるべきである。それは本島人および蕃人の初等教育に顕著にみられ、国語学校が特別教育機関としておかれ、初等教育に携わる教師の養成に一役買っている。女子教育に関しては初等教育であるが一九二七年四月三〇日国語学校第一附属学校に女子分教場ができたのが本島人に対する教育の発端である。その後、これが第三附属学校となり、その手芸科の卒業生は女教員養成の機関がなかったため公学校教員となっている。つまり、中等教育

機関の働きを果たしたといえる。第三附属学校は後に第二附属学校と改められ、一九一〇(明治四十三年)年附属女学校となる。

一方、日本人の女子に対し国内の高等女学校に準じ高等教育を施すため一九〇四(明治三十七年)年に台湾総督府令がだされる。それにもとづき「台湾総督府国語学校第三附属学校規程」第一條に「本校ハ台湾総督府国語学校規則第六條ニ依リ内地人ノ女子ニ高等普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と明記された。その三年後、中学校規則が定められ、第二條に「中学校ニ高等女学校ヲ附設ス 高等女学校ハ内地人ノ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ヲ以テ目的トス 高等女学校ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム」として、高等女学校を国語学校から分離し、中学校の附属とした。

第二期は、一九〇九(明治四十二年)年三月二十九日勅令四十七号をもつて総督府高等女学校官制が定められ、高等女学校は、中学校付設から独立した学校となり、国内の高等女学校令に準拠した学校として設置・運営されることとなる。

この時期の私立学校については、一八九八(明治三十一年)年の「私立学校設置廃止規則」について、一九〇五(明治三十八年)私立学校規則が定められている。

一方、一九一九(大正八)年に台湾教育令が改正される。

台湾教育令は、植民地の教育のあり方を包括的に規制する教育

勅令である。日本が台湾を領有したのは一八九五年であり、朝鮮併合の一九一〇年より早期だったにもかかわらず、植民地教育勅令の立法化は台湾の方が遅れる。この台湾教育令は本島人教育制度を確立する趣旨で作られたものである。第一章総則第一條で「台湾ニ於ケル台湾人ノ教育ハ本令ニ依ル」とし、ついで第二條に「教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ育成スルヲ以テ本義トス」とした。この時期は、本島人に対する教育の整備の時期であるとされるが、内地人に対する教育機関とは別系統であり、本島人と日本人の共学は制度上は認められていない。ただ、本島人に対する女子高等普通教育が、修業年限は三年で日本人対象のものより一年ないし二年短縮しているものの制度として正式に発足した時期である。「台湾公立女子高等普通学校規則」に生徒の教養上の留意事項として「何レノ教科目ニ於テモ特性ノ涵養ト国語ノ練熟トニ留意シ国民性格ヲ確立セシムルコトニカムベシ」(第六條一)をあげ、ついで貞淑温良・慈愛・勤儉等の女子に必要な習性の育成、将来の生活に有用な知識技能の教育を示唆している。日本人に対しては、一九一九(大正八)年の勅令で台湾公立高等女学校官制が定められた。これは台湾総督府立高等女学校のほかに公立の高等女学校を認めたもので、主として家政に関する授業に重点を置き内地の実科高等女学校に準じたものである。また、それまでの

台湾総督府高等女学校を州に移管した。

第三期は、改正台湾教育令制定（一九三二年）より一九四三年の中等学校令発布に至るまでの時期で、従来の本島人と内地人の別系統の教育制度を統合し「台湾ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル」とした。つまり、本島人は教育に関して制度上は日本人と均等の機会を与えられることとなった。ただ、初等教育において本島人の多くは公学校に、日本人は小学校にと別個にし、言語上の問題に対応しようとした。いずれにしても本島人・内地人という表現を廃止し、国語を常用せざる者・国語を常用する者と称するようになる。同年、私立学校令が定められ、私立の各学校は台湾公立各学校規則の規程を準用することとなる。さらに各学校は、州知事・庁長または台湾総督の監督のもとにあるとして、校長・教員の解職、学校の閉鎖、罰則に対する監督官庁の権限を記している。

一九二五年の台湾公立高等女学校規則中改正で「高等女学校ノ適用ニ付テハ同令中北海道又ハ府県トアルハ州トス」となり、州は高等女学校の設置の義務を負うこととなる。

第四期は、一九四三年に出された中等学校令以降であり、皇国臣民化教育を推進していった時期である。

いわゆる皇民化教育は、制度的には、一九四一年の国民学校令発布期以降として捉える。本島人の初等教育機関としての公

学校が、この時期から、小学校と同一体系の国民学校となり、皇国臣民としての教育が促進されていったからである。しかし、中等教育は、第三期で同一系統になり、皇民化教育は徐々に進行するのである。久保義三は、『天皇制国家の教育政策』の中で、一九三七年の様子をつぎのように記している。

「一九三七年から総督府は、国語常用家庭の認定を始めた。国民精神研究所を設置した。国語常用家庭とは一家全員が国語によって生活し、神棚を祀り、伊勢神宮を奉斎し、位牌を更新し、国旗を祝祭日に掲げ、国民精神を基調とした皇民生活を営む家庭であつて、州、庁の国語常用家庭審査委員会が、それを認定したのである。認定された家庭には、小学校共学の許可の考慮、中等学校入学許可の考慮、官公署職員に採用される条件、各種営業その他の許可、認可などが特典として与えられた。」⁽²⁾

認定家庭における学校入学の特典の実態からみて、皇民化教育は、国民学校令・中等学校令という法令発布に先立って進められていたと判断するのが妥当であろう。

二、高等女学校の概況

半世紀に及ぶ植民地下の台湾において、高等女学校という名称で女子中等教育が実施されたのは、日本統治になって十二年

表2 1925年度高等女学校本科生の状況

| 校名 | 在籍生徒数 | | | 入学志願者数 | | 入学者数 | | 入学率 | | |
|------|-------|-------|-------|--------|-----|------|-----|------|------|------|
| | 日本人 | 本島人 | 計 | 日本人 | 本島人 | 日本人 | 本島人 | 日本人 | 本島人 | 平均 |
| 台北第一 | 745 | 8 | 753 | 236 | 6 | 193 | 4 | 81.8 | 66.7 | 81.4 |
| 台北第二 | 351 | 2 | 353 | 209 | 11 | 106 | 1 | 50.7 | 9.1 | 48.6 |
| 台北第三 | 73 | 404 | 477 | 35 | 234 | 17 | 115 | 48.6 | 49.2 | 49.1 |
| 基隆 | 148 | 32 | 180 | 89 | 32 | 82 | 17 | 83.2 | 53.1 | 81.8 |
| 新竹 | 117 | 72 | 189 | 58 | 63 | 55 | 44 | 94.8 | 69.8 | 81.8 |
| 台中 | 334 | 26 | 360 | 122 | 41 | 89 | 12 | 73.0 | 29.3 | 62.0 |
| 彰化 | 49 | 265 | 314 | 25 | 205 | 15 | 79 | 60.1 | 38.5 | 40.9 |
| 台南第一 | 333 | 11 | 344 | 127 | 5 | 94 | 4 | 74.0 | 80.0 | 74.2 |
| 台南第二 | 115 | 234 | 349 | 27 | 135 | 21 | 74 | 77.8 | 54.8 | 58.6 |
| 嘉義 | 146 | 26 | 172 | 72 | 48 | 42 | 6 | 58.3 | 12.5 | 40.0 |
| 高雄 | 156 | 30 | 186 | 103 | 57 | 83 | 15 | 79.6 | 26.3 | 60.6 |
| 計 | 2,567 | 1,110 | 3,677 | 1,103 | 837 | 797 | 371 | 72.3 | 44.3 | 59.0 |

註) 『台湾総督府学事第24年報統計書』により作成

経過した一九〇七年である。日本人の家族同伴者が多くなる状況の中で、生徒の他の学校への転入学の関係上、府県立高等女学校の生徒および卒業生と同一の取扱を受けることが要請された結果である。十年後、台南に、さらに二年後は台中にそれぞれ高等女学校が設立される。また、国内で一九一〇年高等女学校を改正し、実科の設置及び実科高等女学校の設置が認められる状況の中で、それに準じたものとして台湾で公立高等女学校が設立される。

一方、一九二三年の改正台湾教育令により、それまで本島人の教育機関が、日本人のそれと別系統であったものを変更し、従来の女子高等普通学校が組織上高等女学校に一本化された。しかし、それによって本島人と日本人の教育が完全に共学制になつたわけではない。また、共学制が本島人にとって前向きに評価されるものであつたか否かは多角的に検討されなければならぬ。いずれにしろ、女子高等普通学校が高等女学校になつたため、一九二三年に三校が組織変更し、さらに嘉義高等女学校新設のため、一挙に四校増加して八校となり、一九四三年までに二十校と急増する。高等女学校の設立状況を一覽にしたものが表一である。

公立校に対し、高等女学校としての私立校はわずか二校に過ぎず、いずれも一九三八、九年に組織変更している。両校とも

表3 1940年度高等女学校本科生の状況

| 校名 | 在籍生徒数 | | | 入学志願者数 | | 入学者数 | | 入学率 | | |
|------|---------------|--------------|-------|---------------|--------------|--------------|------------|----------------|----------------|------|
| | 日本人 | 本島人 | 計 | 日本人 | 本島人 | 日本人 | 本島人 | 日本人 | 本島人 | 平均 |
| 台北第一 | 873 | 19 | 892 | (1) 376 | 7 | 217 | 4 | (0.0) 57.7 | 57.1 | 57.6 |
| 台北第二 | 853 | 23 | 876 | 583 | 20 | 216 | 4 | 37.1 | 20.0 | 36.5 |
| 台北第三 | (9) 79 | 724 | 812 | (5) 48 | 697 | (1) 12 | 195 | (20.0) 25.0 | 28.0 | 27.8 |
| 基隆 | (1) 364 | 56 | 421 | (1) 174 | 57 | 93 | 15 | (0.0) 53.5 | 26.3 | 46.6 |
| 蘭陽 | 147 | 151 | 298 | 71 | 158 | 57 | 47 | 80.3 | 29.8 | 45.4 |
| 新竹 | 458 | 150 | 608 | 147 | 211 | 121 | 39 | 82.3 | 18.5 | 44.7 |
| 台中 | 444 | 41 | 485 | 244 | 57 | 142 | 20 | 58.2 | 35.1 | 53.8 |
| 彰化 | 218 | 376 | 594 | (2) 120 | 663 | 71 | 85 | (0.0) 59.2 | 12.8 | 19.9 |
| 台南第一 | 490 | 12 | 502 | 221 | 8 | 163 | 5 | 73.8 | 62.5 | 73.4 |
| 台南第二 | (1) 93 | 501 | 595 | 24 | 536 | 7 | 146 | 29.2 | 27.2 | 27.3 |
| 嘉義 | 465 | 187 | 652 | 232 | 257 | 117 | 51 | 50.4 | 19.8 | 34.4 |
| 虎尾 | 72 | 44 | 116 | 81 | 297 | 72 | 44 | 88.9 | 14.8 | 30.7 |
| 高雄 | 404 | 32 | 436 | 251 | 44 | 102 | 8 | 40.6 | 18.2 | 37.3 |
| 屏東 | 277 | 143 | 420 | 124 | 306 | 70 | 41 | 56.5 | 13.4 | 25.8 |
| 台東 | 50 | (1) 9 | 60 | 66 | (3) 41 | 50 | (1) 9 | 75.8 | (33.3) 22.0 | 55.5 |
| 花蓮港 | 335 | (1) 36 | 372 | 154 | 64 | 96 | 9 | 62.3 | 14.1 | 48.2 |
| 計 | (11) 5,622 | (2) 2,504 | 8,139 | (9) 2,916 | (3) 3,423 | (1) 1,606 | (1) 722 | 55.1 | (33.3) 21.1 | 36.7 |
| 私立淡水 | (2) 7 | 289 | 298 | (1) 2 | 174 | 2 | 84 | (0.0) 100.0 | 48.3 | 48.6 |
| 私立長栄 | (2) — | 381 | 383 | (2) — | 347 | — | 120 | 0.0 | 34.6 | 34.4 |
| 計 | (4) 7 | 670 | 681 | (3) 2 | 521 | 2 | 204 | (0.0) 100.0 | 39.2 | 39.2 |
| 合計 | (15) 5,629 | (2) 3,174 | 8,820 | (12) 2,918 | (3) 3,944 | (1) 1,608 | (1) 926 | (8.3) 55.1 | (33.3) 23.5 | 36.9 |

註1) 日本人欄の()内は朝鮮人および外国人

本島人欄の()内は高砂族

註2) 『昭和15年度台湾学事一覧』により作成

表4 類型別にみた日本人と本島人の高等女学校在籍状況

| 年 度 | | I 1921年以前設立高女 | | | II 1922年組織変更の高女 | | | III 1922年以降設立の高女 | | | IV 私立高女 | | |
|------|----|---------------|-----|-------|-----------------|-------|-------|------------------|------|-------|---------|------|-------|
| | | 日本人 | 本島人 | 計 | 日本人 | 本島人 | 計 | 日本人 | 本島人 | 計 | 日本人 | 本島人 | 計 |
| 1925 | 人数 | 1,763 | 47 | 1,810 | 237 | 903 | 1,140 | 567 | 160 | 727 | | | |
| | % | 97.4 | 2.6 | 100.0 | 20.8 | 79.2 | 100.0 | 78.0 | 26.0 | 100.0 | | | |
| 1940 | 人数 | 2,260 | 95 | 2,755 | 390 | 1,601 | 1,991 | 2,572 | 708 | 3,280 | 7 | 670 | 677 |
| | % | 96.6 | 3.4 | 100.0 | 19.6 | 80.4 | 100.0 | 78.4 | 21.6 | 100.0 | 1.0 | 99.0 | 100.0 |

註) 『台湾総督府学事第24年報統計表』『昭和15年度台湾学事一覽』により作成

に日本統治以前の二八八四、八七七年に設立されたものである。なお、カトリック系の女学校は高等女学科を設置しているが、高等女学校にはなっていない。

本島人と日本人の就学状況の実態を掌握するために、一九二五年度と一九四〇年度における在籍生徒数・入学志願者数・入学者数および入学率について学校別に表二、三として一覧にした。在籍状況を明らかにするため、つぎのように学校を四類型に分類して算出・対比したのが表四である。

| IV | III | II | I | 類型 | 摘 要 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------|----|---------------------------------|
| 私立高等女学校 | 一九二二年以降に設立された高等女学校 | 一九二二年に女子高等普通学校から組織変更した高等女学校 | 一九二一年以前に設立された高等女学校 | | 該当する高等女学校名 台北第一、台北第二、台南第一、台中 |
| 淡水、長栄 | 嘉義、基隆、新竹、高雄、花蓮港、屏東、蘭陽、台東、虎尾 | 台北第三、彰化、台南第二 | | | |

I種に属する高女は設立当初から日本人のために設立されたものであり、大半が日本人で占められることは当然であるが、そこに三%前後の本島人が在籍している。特に一九四〇年度に

は九十五人を数えるほどになっている。台北第一、台南第一高女の本島人の入学率は六〇〜八〇%と高率である。II種の高女の日本人対本島人の比が一对四、III種ではほぼ四対一となっている。IV種の私立学校では日本人の在籍はごく少数人数であることに注目したい。いずれにしても入学難であり一九四〇年度においては百人中三十七人という厳しさである。特にII種に該当する学校への本島人の志願者は千九百人、合格者四百人強で四・五人に一人の合格となり、競争率が高くなっている。

日本語による入学試験の影響を見るために、本島人で高等女学校に入学した生徒の従前教育の実態をとらえ、公学校出身者の率を算出したのが表五、六である。本島人入学者の従前教育機関を見ると、公学校関係機関の卒業が一九二五年度で全体の九四%であるが、I種の学校入学者はすでに初等教育機関から公学校ではなく、小学校に入学していたことが解る。エリート層の父兄が子女に中等教育・高等教育を受けさせようとして進学に有利な小学校に入学させた事実は、今日のわれわれを充分に納得させるものである。つまり、I種の学校では一九二五、三七年ともに明瞭に小学校卒業者が有利になっている。II種では一九二五年度は公学校卒業者が占められていたが、三七年度ではその率が下がっている。国語を常用するものとしなないものとの差で初等教育の就学先を決定したので、必然的に日本語の

表5 本島人高等女学校入学者の従前教育状況 (1925年度)

| 高 女 名 | 本 島 人 入 学 者 数 | 6 年 公 学 校 率 | 公 学 校 高 1 終 了 | 公 学 校 高 小 校 卒 | 公 学 校 公 補 習 科 了 | 計 | 計/入学者数 |
|---------|------------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|-----|--------|
| 台 北 第 一 | 4 | 2 | — | — | — | 2 | 50.0 |
| 台 北 第 二 | 1 | — | — | — | — | — | 0.0 |
| 台 北 第 三 | 115 | 108 | 3 | 1 | — | 112 | 97.4 |
| 基 隆 | 17 | 10 | 4 | 3 | — | 17 | 100.0 |
| 新 竹 | 44 | 41 | 1 | 2 | — | 44 | 100.0 |
| 台 中 | 12 | 12 | — | — | — | 12 | 100.0 |
| 彰 化 | 79 | 71 | 4 | — | 4 | 79 | 100.0 |
| 台 南 第 一 | 4 | — | — | — | — | — | 0.0 |
| 台 南 第 二 | 74 | 61 | 2 | 3 | — | 66 | 89.2 |
| 嘉 義 | 6 | 3 | 2 | — | — | 5 | 83.3 |
| 高 雄 | 15 | 10 | — | — | — | 10 | 66.7 |
| 計 | 371 | 318 | 16 | 9 | 4 | 347 | 93.5 |

註) 『台湾総督府学事第24年報統計表』より作成

表6 本島人高等女学校入学者の従前教育状況 1937年度

| 高女名 | 本島人 入学者数 | 6年 公学校率 | 公学校 高1終了 | 公学校 高小卒 | 公学校 補習科了 | 計 | 計/入学者数 |
|------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----|--------|
| 台北第一 | 5 | — | — | — | — | — | 0.0 |
| 台北第二 | 6 | 1 | — | — | — | 1 | 16.7 |
| 台北第三 | 185 | 113 | 39 | 17 | 3 | 172 | 93.0 |
| 基隆 | 16 | 12 | — | 3 | — | 15 | 93.8 |
| 新竹 | 40 | 27 | 7 | 1 | — | 35 | 87.5 |
| 台中 | 8 | 1 | — | — | 3 | 4 | 50.0 |
| 彰化 | 104 | 54 | 5 | 1 | 34 | 94 | 90.4 |
| 台南第一 | 2 | — | — | — | — | — | 0.0 |
| 台南第二 | 102 | 80 | 10 | 4 | — | 94 | 92.2 |
| 嘉義 | 32 | 7 | 8 | 10 | 2 | 27 | 84.4 |
| 高雄 | 12 | 4 | — | 1 | — | 5 | 41.7 |
| 屏東 | 37 | 21 | 9 | — | — | 30 | 81.1 |
| 花蓮港 | 7 | 5 | — | 2 | — | 7 | 100.0 |
| 計 | 556 | 325 | 78 | 39 | 42 | 484 | 87.1 |

註) 『台湾總督府学事第36年報統計書』より作成

表7 高等女学校教員状況

| 年度 | 種別 | | 日本人 | | 本島人 | |
|------|------|-------|----------|------|-----|---|
| | 性別 | | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 1925 | 有資格 | 教諭 | 66 | 46 | — | — |
| | | 教務嘱託 | 2 | 2 | — | — |
| | 無資格 | 教諭 | 23 | 11 | — | 1 |
| | | 教務嘱託 | 8 | 15 | 2 | 1 |
| | 計 | | 99 | 74 | 2 | 2 |
| 比率 | | 97.7% | | 2.3% | | |
| 1940 | 公立高女 | 教諭 | 246 | | 2 | |
| | | 嘱託 | 38 | | 4 | |
| | 私立高女 | 教諭 | 20 | | 5 | |
| | | 嘱託 | 4(含外国人1) | | 1 | |
| | 計 | | 308 | | 13 | |
| 比率 | | 96.0% | | 4.0% | | |

註) 『台湾總督府学事第24年報統計表』『昭和15年度台湾学事一覽』より作成

普及が促進し、行政的にみれば、植民地教育の所期の目的を遂行したと考えていたであろう。今日、日本の植民地教育が問い直されているとき、改めて国語を奪われていった事実を捉え直すことが急務であることを知らされる。

一九三九年度に台北第二高等女学校に入学したK姉⁽⁵⁾は、初等教育から小学校に入っていたが、女学校の入学試験の直前に本島人の友人と共に特別に口頭試問の練習があったそうである。

すでに名前を日本人名に変更していた人が第一高女に、K姉は第二高女に、もう一人が私立静修女学校に進学したとの話から推測して、進学問題一つをとってみても統計だけでは把握できない諸々の状況があったと思われる。

本島人にとって、改正台湾教育令による一本化された教育体系によって各種の学校進学が可能になったが、反面、本島人の教育が侵蝕されたことにもつながる。いずれにしても、皇民化教育はますます先鋭化するなかにあつて、当時の教員の出身を統計書および学事一覧で捉えてみる(表七)。一九二五年で教員総数一七七名中四名の本島人、四〇年で三二一名中一三名で、数値の上では増員しているが、公立に限ってみると六名二・一％で変化がない。大半が日本人教師による教育であつた事実が解る。本島人の上級学校進学が困難であつたこと、師範教育を受けたものが公学校教師になることが急務な時代であつたことと

共に日本の行政側が初等教育者養成のみを意図していて、中等教員養成を重要視していなかったことを反映して、改正台湾教育令以後も中等教員としての人材が得られなかつた実態が明らかになる。

三、本島人の女子教育を担つた高等女学校

—台北第三高等女学校を中心に—

一九二二年に高等女学校になったこの学校は、さきにも記したように、すでに二十五年の前史がある。まずその沿革⁽⁶⁾を示す。

一八九六年 台湾総督府国語学校の位置を台北に第一附属学校を士林に定む

一八九七年 国語学校第一附属学校女子分教場を士林に設く

一八九八年 第一附属学校男子部を廃止し女子部を国語学校

第三附属学校と改称し本科(公学校程度)の外に手芸科を置く(台北第三高女の起源)

「教育ニ関スル勅語」謄本を拝戴

一九〇二年 国語学校第二附属学校と改称

一九〇六年 規程を改訂し本科手芸科を廃して師範科、師範

速成科及び技芸科を置く

一九一〇年 国語学校附属女学校と改称

一九一三年 生徒全部に学校制定の袴を着用

一九一四年 七月 三ヶ月間本島人女教員第一回臨時講習科
を開く

一九一八年 十二月 台湾教育令発布

一九一九年 台湾教育令施行

台湾公立女子高等普通学校官制公布

台湾公立台北女子高等普通学校として独立

一九二〇年 七月 三ヶ月間本島人公学校女教員(第一回)

講習会を開く

同 三週間本島人公学校女教員(第二回)講

習会を開く

九月 三ヶ月間内地人公学校女教員(第三回)

講習会を開く

十一月 師範科始めて内地に修学旅行

一九二一年 台北州立台北女子高等普通学校と改称

一九二二年 組織変更台北州立第三高等女学校と改称 師範

科を講習科と改称

しばしば、公学校女教員のために講習会を開催しているこの
学校の創立当初の状況を見してみる。

一八九七年の台湾総督府国語学校第一附属学校分教場規則の
第一條に「當場ハ本島ノ女子ニ手芸及ビ普通ノ学科ヲ授クル所」
とし、年齢は「満八年以上三十年以下」(第二條)としている。

教科課程・毎週授業時間は、「修身 一時間、国語 三時間、
習字 三時間、裁縫・編物 十時間、造花 十時間、唱歌」と
なっている。総時間数の四分の三が技芸に関する時間である。

九八年の第三附属学校規程では、六年の本科と三年の手芸科を
置き、本科は「年齢八歳以上一四歳以下」、手芸科は「一四歳以
上二五歳以下」の生徒を対象としている。つまり、手芸科は本
科終了以上のものの進学を期待していたことが解る。「第三附属
学校手芸科は本島人女子に対する初等教育及び高等普通教育と
いふべきものである。而してその卒業者は他に女教員養成の機
関が無かったが為に過半各地方公学校の教員として招聘せられ
た実情であったので、一面に於ては女子師範教育機関とも見る
べきものであった。」との評価からみても、島民の要望によつ
て手芸科出身の女教員が各地に赴任して行ったものとみられる。
ちなみに、手芸科課程を見ると三学年ともに配当時間は同
じであり、「修身 一時間、国語 三時間、裁縫 六時間、編物
六時間、造花 六時間、刺繡 六時間、読書 三時間、習字 一
時間、算術 一時間、唱歌 一時間、計 三四時間」となつて
いる。総時間数の中に占める技芸に関する時間は七割以上に及
んでいる。

一九〇二年第三附属学校を台湾総督府国語学校第二附属学校
に改め、一九〇五年に国語学校規則中の改正の中で

表8 生徒の種族

| | | | | | | |
|------------|-------|------|------|-----|-----|-----|
| 台北女子高等普通学校 | 種族別 | 福 建 | 広 東 | 熟 蕃 | | |
| | 1919年 | 247 | 27 | 2 | | |
| | 1920年 | 260 | 29 | 2 | | |
| | 1921年 | 267 | 36 | 2 | | |
| | 計 | 774 | 92 | 6 | | |
| | 比率 | 88.8 | 10.5 | 0.7 | | |
| 台北第三高女 | 種族別 | 内地人 | 本島人 | 朝鮮人 | 蕃人 | 外国人 |
| | 1940年 | 81 | 740 | 1 | 0 | 8 |
| | 比率 | 9.8 | 89.2 | 0.1 | 0.0 | 0.9 |

註) 『台北女子高等普通学校・台北第三高等女学校一覽』より作成

表9 父兄の職業

| | | | | | | | | | |
|------------|-------|------|-----|-----|------|------|-------|--------|------|
| 台北女子高等普通学校 | 職 種 | 農 業 | | 工 業 | | 商 業 | | 庶 業 | |
| | 1919年 | 47 | | 18 | | 105 | | 106 | |
| | 1920年 | 45 | | 18 | | 104 | | 124 | |
| | 1921年 | 73 | | 45 | | 142 | | 45 | |
| | 計 | 165 | | 81 | | 351 | | 275 | |
| | 比率 | 18.9 | | 9.3 | | 40.3 | | 31.5 | |
| 台北第三高女 | 職 種 | 農業 | 鉱業 | 工業 | 商業 | 交通業 | 公務自由業 | その他有業者 | 無業 |
| | 1940年 | 33 | 23 | 82 | 349 | 10 | 200 | 0 | 133 |
| | 比率 | 4.0 | 2.8 | 9.9 | 42.0 | 1.2 | 24.1 | 0.0 | 16.0 |

註) 『台北女子高等普通学校・台北第三高等女学校一覽』より作成

「第六條 第一附属学校ハ台湾公学校ノ本旨ニ據リ児童ヲ教育シ師範部生徒ヲシテ実地授業ノ練習ヲ為サシメ兼テ本島人児童ニ対スル普通教育ノ方法ヲ研究スル所トス

第二附属学校ハ本島人女子教員ノ養成ヲ主トシ兼テ技芸教育ヲ施ス所トス

第三附属高等女学校ハ内地人女子に高等普通教育ヲ施ス所トス」

と述べ、女子教員の養成と技芸教育を明確に標榜した。

沿革にもあるように一九一九年の台湾教育令により、それまで台湾教育の中核であった国語学校は台湾師範学校となり、国語学校附属女学校は独立して、公立の台北女子高等普通学校になり、その教育の目的を「女子ニ高等普通教育ヲ施シ婦徳ヲ養成シ生活ニ有用ナル知識技能ヲ授クル所」として、修業年限を三年と定めた。さらに、この学校には、修業年限一年の師範科を設置した。一覧によると一九一九年本科生一七〇名、師範科二二名、二〇年は一六一名と三〇名、二一年は一七九名と三五名と徐々に師範科の生徒数が増加している。教員の需要と生徒の自覚の高まりとみられる。

なお、生徒の種族・父兄の職業を比較する意味もあつて一九四〇年度の高等女学校時代の資料と併記して表示する（表八、九）。今日でも中国大陸の福建省の出身か、廣東省の出身かは本

島人にとって関心があり、また生活習慣にも違いがあるようだが、一九二〇年代は学校でも統計をとるほど重大な問題であつたと推測する。四〇年になると内地人・本島人・朝鮮人・蕃人・外国人と五分類となり、学校が多民族の集団になっていく様子がわかる。父兄の職業では、一九二〇年も四〇年も商業が四割を占めている。高等普通教育を受けさせることのできる階層はごく限られていた時代であり、現金収入があることは心強いことであり、また、時代を先取りして教育を受けさせることの必要性を肌で感じていた人々であつたと思われる。二〇年代に二割近くあつた農業が四〇年で激減していること理由は何であろうか。かつての調査での農業が直接耕作をしていない家庭まで含まれていたとも考えられる。

一九二二年の改正台湾教育令により、高等普通教育は中学校令・高等女学校令・高等学校令に依るようになり、台北女子高等普通学校は台北第三高等女学校となる。この時代の教育課程を一九四〇年度の一覧から引用する（表一〇）。また、同じく女子高等普通学校から組織変更した彰化高等女学校の一覧（一九三八年度）と比較するため、両校の総教科別時間数を表示する（表一一）。地域・生徒の要望をも反映していると思われるが、両校で時間配当に違いがある。学年を通してみると一時間程度の違いであるが、手芸の必修時間数の差と園芸を一、二年でお

表二〇 一九四〇年度 台北市立台北第三高等女学校学科課程・每週教授時數

| 科目 | 特別 | 其他 | 本 | | | | 科 | | | | 補習科 | | | | | | |
|----------|----|-------------|-----------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|-------------|------------|-----------|----------|-----------|----|
| | | | 第一 | 第二 | 第三 | 第四 | 第一 | 第二 | 第三 | 第四 | | | | | | | |
| 修 | 公 | 國 | 外 | 國 | 地 | 數 | 理 | 家 | 裁 | 手 | 圖 | 音 | 體 | 教 | 園 | 台 | 計 |
| 身 | 民 | 語 | 語 | 語 | 理 | 學 | 學 | 事 | 縫 | 芸 | 畫 | 樂 | 操 | 育 | 藝 | 語 | |
| 2 | | 7 | 2 | | 3 | 3 | 3 | | 4 | 2 | 1 | 1 | 3 | | 1 | | 32 |
| 道德ノ要領作法 | | 講読、文法、作文、習字 | 書取、會話及作文、 | 國史 | 日本地理 | 算數、代數 | 植物、動物 | | 通常衣服ノ裁チ | 刺繡・編物 | 臨画、写生画、考 | 基本練習、単音唱 | 歌、樂典 | 体操、教練、遊戲 | 普通花卉、蔬菜裁 | | |
| 2 | | 6 | 3 | | 3 | 3 | 3 | | 4 | 2 | 1 | 1 | 3 | | 1 | | 32 |
| 道德ノ要領作法 | | 講読、作文、文法、 | 書取、會話及作文、 | 國史、東洋歴史 | 日本地理、外國地 | 算數、代數 | 動物、生理衛生、 | | 通常衣服ノ裁チ、 | 刺繡・編物 | 臨画、写生画、考 | 基本練習、単音唱 | 歌、樂典、複音唱 | 体操、教練、遊戲 | 普通花卉、蔬菜裁 | | |
| 2 | | 6 | (3) | | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | (3) | 1 | 2 | 3 | | | | 33 |
| 道德ノ要領作法 | | 講読、作文、文法、 | 書取、會話及作文、 | 西洋歴史 | 外國地理 | 代數、幾何 | 化学、物理 | 衣食住ニ関スル事 | 通常衣服ノ裁チ、 | 刺繡・編物、造花 | 臨画、写生画、考 | 基本練習、単音唱、樂典 | 複音唱、樂器使用法 | 体操、教練、遊戲 | | | |
| 2 | | 6 | (3) | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | (3) | 1 | 2 | 3 | | | | 34 |
| 道德ノ要領作法 | | 講読、作文、習字 | 書取、會話及作文、 | 國史 | 地理概説 | 代數、幾何 | 化学、物理 | 割烹、養老、看護、 | 通常衣服ノ裁チ、 | 刺繡・編物、造花 | 臨画、写生画、考 | 基本練習、単音唱、樂典 | 複音唱、樂器使用法 | 体操、教練、遊戲 | 教育ノ大意 | | |
| 2 | | 5 | (3) | | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | (3) | 1 | 2 | 2 | | (2) | | 34 |
| 道德ノ要領作法、 | | 講読、作文、習字、 | 書取、會話及作文、 | 國史 | 日本地理、外國地 | 算數、代數、幾何、 | 動物、植物、生理、 | 衣食住、看護、育 | 通常衣服ノ裁チ、 | 刺繡・編物、造花、 | 臨画、写生画、考 | 基本練習、単音唱、樂典 | 複音唱、樂器使用法、 | 体操、教練、遊戲、 | 學校管理、法、 | 會話(内地生ノミ) | |

備考：第三学年第四学年ニ於テ英語及手芸ハ随意科目トス但シニ科ノ兼修ヲ許サス、本島生ニハ四年三学期ニ台湾服裁縫ヲ課ス。
 補習科ニアリテハ英語手芸教育台湾語ハ随意科目トス但シ英語手芸ノ兼修ヲ許サス。
 随意科目ヲ修メサルモノハ其時間他ノ学科目ヲ適宜習学セシム、課外ニ生花(四年)弓道(二年)ハ正課、他ハ有志)ヲ課ス。
 (註)「台北第三高等女学校」より

表十一 教科別時間数

| 教科 | 第三高女 | 彰化高女 |
|-----|------|------|
| 修身 | 八 | 八 |
| 公民 | 二 | 二 |
| 外国語 | 二五 | 二五 |
| 外国語 | 五(六) | 六(六) |
| 歴史 | 一 | 一 |
| 地理 | 一 | 一 |
| 数学 | 一二 | 一二 |
| 理科 | 二 | 二 |
| 家事 | 六 | 七 |
| 裁縫 | 一五 | 一六 |
| 手芸 | 四 | 二(六) |
| 図画 | 四 | 四 |
| 音楽 | 六 | 六 |
| 体育 | 一 | 一 |
| 教育 | 二 | 二 |
| 園芸 | 二 | 二 |
| 計 | 一三一 | 一三一 |

註 「昭和15年度台北第三高等女学校一覽」「昭和13年彰化高等女学校一覽」により作成

いているところに台北第三高女の特色がある。なお、台北第三高女、彰化高女ともに国語の時間が国内の高女より多くなっている。日本語教育の徹底および国語の教育内容の高度化を教師たちが意図し、カリキュラムに組み入れたものと思われる。

四、日本人子女のために創立した高等女学校

—台北第一高等女学校を中心に—

はじめに台北第一高等女学校の沿革の概略を記す。⁽⁸⁾

第一期 附属学校時代(一九〇四—一九〇九年)

一九〇四年 国語学校の第三附属学校を台北第二尋常高等小学校分教室内に設け同校補習科の生徒三十三名の内地人女子に高等普通教育を実施。これが台湾総督府高等女学校の前身である。

一九〇五年 第三附属高等女学校と改称

第三附属高等女学校生徒及び卒業生は他の学校に転入学の場合高等女学校令により設置した府県立高等女学校の生徒及び卒業生と同一の取扱を受けることが規定

一九〇七年 台湾総督府中学校の附属高等女学校となる

第二期 台湾総督府高等女学校時代(一九〇九—一九二一年)

一九〇九年 台湾総督府高等女学校と改称

勅語謄本を奉戴

一九一七年 五月 台南市に台湾総督府高等女学校台南分教室設置

室設置

九月 台湾総督府高等女学校を台湾総督府台北

高等女学校と改称

台南市に台湾総督府台南高等女学校を新設

第三期 台北州立台北第一高等女学校時代(一九二一年以降)

年以降)

一九二二年 台北州立台北第一高等女学校と改称

高等女学校令に基づいて設置・運営されてきた台北第一高等

女学校は、できれば国内の府県立高等女学校に倣って五年制の

女学校になるべく一九二〇年頃から当局に進言し、当時の校長

二代にわたって運動したが、収容力を増すことが急務であると

して一学年四学級案が実現し、五年延長が不可能になる。「痛惜

の至りである」と回想しているが、つぎのような斬新な教育を

展開している。一九二三年の夏、女子体育上水泳が適している

としてプールを借りて生徒有志の水泳指導を始めている。「所が

新聞紙も此の拳をひやかし、突飛なりと論ずるものあり父兄に

も反対の人少なからず甚だしきはプールの南隣にある日の丸ビ

ルディングの二階三階の家賃が暴騰するだろうとさえ冷やかす

ものもありて因て細心の設備をなしプールの南側に覆ひをなし垣根を設け一切他より覗く余地なき様にして之れを行った。⁽⁹⁾

という状況をかもしだし一騒動が起こるが、その年に臨海学校も開始している。これは、その後他校も競って水泳指導に熱心

になる程の影響力があつた。また、この学校の校友会は一九〇

七年に発会、会則も作成し、府県立高等女学校と同様に文化部・

運動部を中心に校友会活動を展開する。その中で特色のあるの

が「尚齒会」と称する会の活動である。活動内容として「大正

十一年三月三日生徒教養に資せんが為生徒関係の高齢者六十五

歳以上の方七十三名を招待す。会長の開会の辞、来賓のお話あ

り後ち学芸会を開催して音楽対話朗読等をなして高齢者慰藉の

一端を供し別室に於て茶、お菓子を進呈し、記念として羽二重

袱紗私製はがきを進呈せり。この会は以後毎年上記の日に行ふ

を恒例とするに至れり。⁽¹⁰⁾」学校が社会に開かれたものとして音

楽会・講演会等の文化活動をすると共に地域の年配者との交流

を実施していることは特記するに値する。

父兄の職業を一九二五年度と三八年度を対比してみる(表一

二)。全体の四割近くを官公吏で占めていること、ついで商業・

会社員、特に会社員は年代が下がるほど多くなっている。日本

企業の進出があつたことを窺わせる。また他校に比し少ないな

がらも軍人が目立つことも特徴である。これらの結果、必然的

表12 台北第一高等女学校生徒父兄の職業

| 年 度 | | 農業 | 鉱業 | 工業 | 商業 | 自由業 | 官公史 | 公務員 | 軍人 | 会社員 | 其の他 有業者 | 無職 | 計 |
|------|----|-----|-----|-----|------|-----|------|-----|-----|------|------------|-----|-------|
| 1925 | 実数 | 7 | 29 | | 181 | 42 | 286 | | 11 | 104 | 95 | | 755 |
| | % | 0.9 | 3.8 | | 24.0 | 5.6 | 37.9 | | 1.4 | 13.8 | 12.6 | | 100.0 |
| 1938 | 実数 | 3 | 5 | 15 | 163 | 30 | 333 | 71 | 11 | 162 | 39 | 45 | 877 |
| | % | 0.3 | 0.6 | 1.7 | 18.6 | 3.4 | 38.0 | 8.1 | 1.3 | 18.5 | 4.4 | 5.1 | 100.0 |

註) 『台北第一高等女学校一覽』より算出

に第一次産業従事者の比率が少なくなる。植民地に出向する日本人の当地における役割を反映していることはいなめない事実である。

五、本島人・日本人共学の実態

先にも記したように一九二二年の改正台湾教育令により中等教育機関としての高等女学校は原則として本島人と日本人の別系統の教育を是正して一本化した。それは高等普通学校を中学校、女子高等普通学校を高等女学校と改称するだけでなく、それぞれの学校に「内台人の共学」⁽¹¹⁾を掲げたことは確かである。しかし、現実にはそれぞれの学校のそれまでの伝統を引きずった形になり、台北第一高等女学校に象徴される日本人子女のために創立した学校に本島人の入学はごく限られたものになっている。また、台北第三高等女学校に代表される女子高等普通学校を前史に持つ学校では、本島人の就学者数が大幅に上回っている(表二、三参照)。蔡茂豊は、共学実施二〇年目の一九四一年度の高等女学校在籍者数を台湾学事一覽から引用して「この表で一目瞭然の如く、台北第一高女、台北第二高女、基隆高女、台中高女、台南高女、高雄高女、花蓮高女は本島人学生の入れた学校ではないことが分かる。内台人共学の実態は、これくらいから浮彫りにすることができよう」⁽¹²⁾と述べ、中学校のところ

では「名ばかりの共学で、実際には本島人の入る中学校は制限されているとしか言えない」と評価している。男子の中学校就学者総数が一九四一年度の調査で一〇、九六〇人、そのうち日本人六、八八一人、本島人四、〇六三人、その他一六人となっていて、その比率はほぼ三対二となっている(表一三参照)。相当数の本島人中学生が就学しているが、改正台湾教育令以前に創設された中学校とそれ以後の中学校で種族別就学率に差がある。

これを高等女学校についてももう少し明らかにしていく。種族別就学者数とその比率を一九二五、三五、四一年度別に表一三に示す。日本人对本島人の比が五対四から二対一へ変動する。この四一年度について、二節で設立年代および前史を基にした分類に従って四種別に算出したのが表一四である。表四の一九二五年と比較して就学者数においても就学比率においても四一年の方が上昇している。つまり本島人の生徒の進学が漸増傾向にあるということである。資料の関係で等間隔の年次の調査ではないが、やや詳細にその動きを捉えたのが表一五である。共学制度となった一九二二年以降I種に属する高等女学校でも人数は少ないが、その比率は確実に上昇している。II種では一次停滞するが八割前後を維持し、III種は、在学者の人数では増加の一途を辿るが、新設校の入学状況によってこの比率に変動が

表13 種族別中学校高等女学校就学者数

| | 年度 | | 日 本 人 | 本 島 人 | 計 |
|-------|------|----|-------|-------|--------|
| 中 学 校 | 1941 | 実数 | 6,881 | 4,063 | 10,960 |
| | | % | 59.0 | 41.0 | 100.0 |
| 高等女学校 | 1925 | 実数 | 2,567 | 1,110 | 3,677 |
| | | % | 56.8 | 43.2 | 100.0 |
| | 1940 | 実数 | 5,629 | 3,174 | 8,803 |
| | | % | 55.5 | 44.5 | 100.0 |
| | 1941 | 実数 | 7,531 | 3,399 | 10,930 |
| | | % | 68.9 | 31.1 | 100.0 |

註) 『台湾総督府学事年報』『台湾学事一覧』より算出

表14 1941年度日本人・本島人別就学者数

| | I 1921年以前設立高女 | | II 1922年組織変更の高女 | | III 1922年以降設立の高女 | | IV 私立高女 | |
|-----|---------------|-------|-----------------|-------|------------------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 百分率 | 人数 | 百分率 | 人数 | 百分率 | 人数 | 百分率 |
| 日本人 | 3,055 | 95.9 | 379 | 17.6 | 4,097 | 73.2 | 13 | 1.2 |
| 本島人 | 130 | 4.1 | 1,769 | 82.4 | 1,500 | 26.8 | 1,038 | 98.8 |
| 計 | 3,185 | 100.0 | 2,148 | 100.0 | 5,597 | 100.0 | 1,051 | 100.0 |

註) 『台湾学事一覧』より算出

表15 学校種別本島人高等女学校就学状況

| 年度 | I 1921年以前設立高女 | | II 1922年組織変更の高女 | | III 1922年以降設立の高女 | | IV 私立高女 | |
|------|---------------|------------|-----------------|------------|------------------|------------|---------|------------|
| | 人数 | 全生徒数に対する割合 | 人数 | 全生徒数に対する割合 | 人数 | 全生徒数に対する割合 | 人数 | 全生徒数に対する割合 |
| 1925 | 47 | 2.6 | 903 | 79.2 | 160 | 26.0 | — | — |
| 1930 | 57 | 2.9 | 958 | 74.6 | 303 | 17.2 | — | — |
| 1935 | 94 | 4.2 | 1,002 | 75.0 | 453 | 21.3 | — | — |
| 1937 | 101 | 4.0 | 1,206 | 76.6 | 503 | 19.6 | — | — |
| 1941 | 130 | 4.1 | 1,769 | 82.4 | 1,500 | 26.8 | 1,038 | 98.8 |

註) 『台湾総督府学事年報』『台湾総督府統計表』『台湾学事一覧』より算出

みられる。いずれにしても、日本語による入学試験に合格する本島人の能力は評価されるべきである。しかし、本島人の進学希望者が激増する中で、わずかに二割余りの人しか入学できなかった事実は十分に受け止めなければならないことである。

現在、国立中央図書館台湾分館に所蔵されている各高等女学校一覧の中で父兄の職業を日本人と本島人別に記載している彰化・高雄・蘭陽高等女学校の三校について比較してみる(表一六)。日本人については、官公吏・軍人で五割を越え、ついで会社員・商業で占められているが、農業・水産業を始め各職種に進出している状況がわかる。これに対し、本島人は、筆頭が商業の三割近くで、三校とも同傾向である。農業は彰化高女で四割近いが、他の二校は少数に留まる。ここで目立つのは、彰化高女・高雄高女における一割余りの医師および医業従事者の存在である。ついで官公吏・会社員と続き、概して、生活の安定度の高い職業の子女が多く入学していることが証明される。しかし、日本人と本島人の間で職種には大きな偏りがあったといえる。

六、アンケートに見る日本人女学生の声

一九八九年度、高等女学校研究会は、旧外地の高等女学校卒業生の日本人にアンケート調査⁽¹⁴⁾を実施した。そこに反映して

表16 種族別父兄職業

| 校名 | | 彰化高等女学校 | | 高雄高等女学校 | | 蘭陽高等女学校 | | 計 | |
|-------|-----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|-----|-------|
| 年度 | | 1938 | | 1938 | | 1942 | | | |
| 職種 | 種族別 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 | 実数 | 百分率 |
| 官公吏 | 内地人 | 102 | 56.4 | 163 | 41.8 | 117 | 57.9 | 382 | 49.4 |
| | 本島人 | 35 | 9.3 | 9 | 24.3 | 34 | 16.4 | 78 | 12.6 |
| 会社員 | 内地人 | 35 | 19.3 | 97 | 24.9 | 36 | 17.8 | 168 | 21.7 |
| | 本島人 | 11 | 2.9 | 7 | 18.9 | 17 | 8.2 | 35 | 5.6 |
| 医業 | 内地人 | 0 | 0.0 | 9 | 2.3 | 6 | 3.0 | 15 | 1.9 |
| | 本島人 | 40 | 10.6 | 4 | 10.8 | 4 | 1.9 | 48 | 7.7 |
| 軍人 | 内地人 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 4 | 1.0 | 4 | 0.6 |
| | 本島人 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 農業 | 内地人 | 2 | 1.1 | 0 | 0.0 | 6 | 3.0 | 8 | 1.0 |
| | 本島人 | 144 | 38.2 | 0 | 0.0 | 11 | 5.3 | 155 | 25.0 |
| 工業 | 内地人 | 2 | 1.1 | 10 | 2.6 | 3 | 1.5 | 15 | 1.9 |
| | 本島人 | 7 | 1.9 | 0 | 0.0 | 7 | 3.3 | 14 | 2.3 |
| 商業 | 内地人 | 20 | 11.1 | 60 | 15.4 | 12 | 5.9 | 92 | 11.9 |
| | 本島人 | 101 | 26.8 | 11 | 29.7 | 57 | 27.5 | 169 | 27.1 |
| 水産業 | 内地人 | 0 | 0.0 | 5 | 1.3 | 0 | 0.0 | 5 | 0.7 |
| | 本島人 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 交通業 | 内地人 | 2 | 1.1 | 3 | 0.8 | 1 | 0.5 | 6 | 0.8 |
| | 本島人 | 7 | 1.9 | 0 | 0.0 | 2 | 1.0 | 9 | 1.5 |
| 請負業 | 内地人 | 3 | 1.7 | 10 | 2.6 | 0 | 0.0 | 13 | 1.7 |
| | 本島人 | 2 | 0.5 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 0.3 |
| 其ノ他有業 | 内地人 | 9 | 5.0 | 24 | 6.1 | 16 | 7.9 | 49 | 6.3 |
| | 本島人 | 21 | 5.6 | 6 | 16.2 | 74 | 35.8 | 101 | 16.3 |
| 無職 | 内地人 | 6 | 3.3 | 5 | 1.3 | 5 | 2.5 | 16 | 2.1 |
| | 本島人 | 9 | 2.4 | 0 | 0.0 | 1 | 0.5 | 10 | 1.6 |
| 計 | 内地人 | 181 | 100.0 | 390 | 100.0 | 202 | 100.0 | 773 | 100.0 |
| | 本島人 | 377 | 100.0 | 37 | 100.0 | 207 | 100.0 | 621 | 100.0 |

註) 『各高等女学校一覽』より算出

る彼女たちの声の一部を掲げ、この論文の結びとする。

「私の在学した花蓮港高等女学校は、東台湾という台湾では最も開発の遅れた地域の学校で、規模も一学年一クラス、全校で百数十名という小さな学校でしたが、非常に充実した学生生活を送ることが出来たことを大変感謝しています。とても厳しい規則の多い学校で、寸暇もないように学習、運動、勤労作業に追われた毎日でしたが、後になってみれば皆懐かしい思い出となり、特に極端に鍛えられた勤労作業の経験は、戦中、戦後の苦勞に耐え、力を与えてくれたと感謝しています。」(花蓮港高女 一九三五年卒業生) 戦後、引き揚げてきた人々にとって台湾での生活が裕福であっただけに大変な思いをした方が多かった。「物質には恵まれ、気候風土良好で、誰でも豊富なまたと味わえないよい思い出を持つことが出来、戦争さえなければ楽土であった。しかし、もう少し早く現地人との交流を密にし、生活の向上を助け人間的格差をなくす運動をなすべきだったと反省します。」(台北第一高女 一九二五年卒業生) このような反省を持ちながら高砂族や蕃人の方々との交流の中で国際性を養われた人々もある。「日本人が主導権を握っていたので、すべて強制的で台湾の人の心がわからなかった」(高雄高女 一九四四年卒業生)さらに「現地人に差別を強いていた」(高雄高女 一九四四年卒業生)と自己の問題として重く受け止めている人も

いる。それ故「農業や労働は現地人がするものと思っていたが、引き揚げてはじめて、自らせねばと覚悟した。」(台北第一高女 一九四〇年卒業生)のであった。

また、アンケートの中には公学校の教師として勤務した人々の感想が少なからずある。

「在学中に霧社事件があり、父の友人の先生が殺されたことがありました。蕃人と恐れていましたけれど、その後蕃人の小学生在修学旅行で私達の学校にきてはつきりした日本語で話をしたり、歌を歌ってくれました。」(彰化高女 一九二七年卒業生) この体験が公学校の教師となる動機につながっている。中には戦後の生活を教え子によって支えられた人もある。「教え子達が、五十余年後の今も慕って大事にしてくれることを感謝し」つつ、「植民地政策に疑義を持つこともなく児童に接してきたことを反省している」(彰化高女 一九三三年卒業生)との一人の教師の言葉は印象的である。

植民地における高等女学校の調査は、その入口に立って着手したばかりである。文献調査と共に、できれば現地人卒業生の声を収集したいと願っている。民族の共存のためにかつての植民地政策を民衆レベルで捉え直すことは今日の課題の一つである。

註

- (1) 『明治以降 教育制度発達史 十一卷』一九六四年重版 一七頁
- (2) 久保義三『天皇制国家の教育政策』勁草草房 一九七九 三二二頁
- (3) 前掲書(1)に同じ 三三四頁
- (4) 一覧作成に参照した游鑑明著『日據期台湾的女子教育』台湾師範大学発行、中華民國七十七年は、植民地時代の女子教育について資料にもとづき、体系的にとらえた研究書である。
- (5) K姉は現在、国防語文学校で日本語の作文教育に従事、女性としてはじめて国民中学校の校長も歴任、面接は一九九二年九月二十三日午後
- (6) 「大正八年 台湾公立台北女子高等普通学校一覧」「大正九年同」「大正十年 台北州立台北女子高等普通学校一覧」「昭和十五年台北州立台北第三高等女学校一覧」により作成、三節の統計資料の出典も同じ、これらは、台湾の国立中央図書館台湾分館に所蔵
- (7) 前掲書(1)に同じ 一一九頁
- (8) 「大正十四年 台北第一高等女学校一覧」、「昭和十三年 同」ならびに「台北第一高等女学校 創立廿五周年記念」一九二九により作成
- (9) 「台北第一高等女学校 創立廿五周年記念」一九二九 一〇六頁
- (10) 前掲書(9)に同じ 四一頁
- (11) この用語は蔡茂豊著『台湾における日本語教育の史的研究 一八九五年—一九四五年』東吳大学日本文化研究所 一四七頁に示唆をうけた。
- (12) 前掲書(1)に同じ 一四八頁
- (13) 前掲書(12)に同じ 一四七頁
- (14) 高等女学校研究会の旧外地の高等女学校卒業生に対するアンケート調査は一九八九年七月—九月に実施、一、七三〇通発送し、六五九通の回答があり、回収率三八、一％となっている。台湾の高等女学校は台北第一、彰化、嘉義、花蓮港、屏東、蘭陽、台北第四高女の七校となっている。なお「高等女学校卒業生に対するアンケート調査資料No.4(外地高等女学校の分)」一九九〇年としてまとめている。
- (15) 本論文の統計資料は、各高等女学校一覧の外は、「台湾総督府学事年報」「台湾総督府統計書」「台湾学事一覧」により、これらは高等女学校研究会編『高等女学校資料集成 第十七卷外地統計年報編』大空社 一九九〇年に所収されている。また、法令関係も「同 第一卷 法令篇」大空社 一九九〇年によった。
- (16) さきに掲載した各高等女学校一覧以外のものをつぎに挙げる
- 「昭和七年 台北州立台北第二高等女学校一覧」
- 「昭和十二年度 同校 一覧」
- 「昭和十三年 台中州立彰化高等女学校一覧」
- 「昭和十三年 台中州立台中高等女学校一覧」

- 〔昭和十三年 台北州立基隆高等女学校一覽表〕
〔昭和十三年 高雄州立高雄高等女学校一覽〕
〔昭和十二年 台南州立台南第一高等女学校一覽〕
〔昭和十三年 花蓮港聽立花連港高等女学校〕
〔昭和十三年 高雄州立屏東高等女学校一覽〕
〔昭和十五年 台南州立虎尾高等女学校一覽〕
〔昭和十七年 台北州立蘭陽高等女学校〕
〔昭和十三年 台南州立嘉義高等女学校一覽〕
〔昭和十一年 台南州立台南第二高等女学校一覽〕
一覽はすべて台湾国立中央図書館台湾分館所藏のものである。

〈付記〉

台湾に設立された高等女学校に関する研究は、お茶の水女子大学女性文化研究センターのプロジェクトの一貫である。一九九二年九月の台湾訪問では、埼玉大学助教授新井淑子と共同で予備調査にあたった。

山本禮子（本学教授）

吳 知紋（東吳大学日本語学科助手）